（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）

（略）	（略）	（略）
第五条の五（見出しを含む。）及び第五条の六（見出しを含む。）	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
第五条の七第一項	市町村は	組合は
	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
	当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
	当該世帯主	当該組合員
第五条の七第一項第一号	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
第五条の七第二項	市町村は	組合は
	第九条第三項	第二十二条において読み替えて準用する法第九条第三項
	当該市町村の区域内に住所を有する世帯主	組合員
第五条の八第一項	世帯主は	組合員は
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
	第一条	第二十五条の二において読み替えて準用する令第一条
	当該市町村	当該組合
第五条の八第一項第一号	世帯主	組合員
第五条の八第二項	世帯主は	組合員は
	第一条の二	第二十五条の二において読み替えて準用する令第一条の二
	（世帯主	（組合員
	当該世帯主が住所を有する市町村	組合
第五条の八第三項	市町村	組合